

昭和五十九年六月十二日受領
答 弁 第 一 九 号

内閣衆質一〇一第一九号

昭和五十九年六月十二日

内閣総
理大臣
臨時代
理大臣
河本敏夫

衆議院議長 福永健司 殿

衆議院議員小沢貞孝君提出いね、いねわら、もみ及びもみがらの輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小沢貞孝君提出いね、いねわら、もみ及びもみがらの輸入に関する質問
に対する答弁書

一について

朝鮮半島及び台湾の病菌害虫相からみて、我が国に産しない各種の病菌害虫が、いね、いねわら、もみ及びもみがらに付着して侵入するおそれがないからである。

二について

朝鮮半島及び台湾における重要な病菌害虫の発生状況については、常に情報の収集を行っているところであり、現時点において輸入禁止とする必要はないものと考えている。

右答弁する。